

令和5(2023)年度大学の世界展開力強化事業(補正予算事業) 審査要項

令和5(2023)年12月20日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

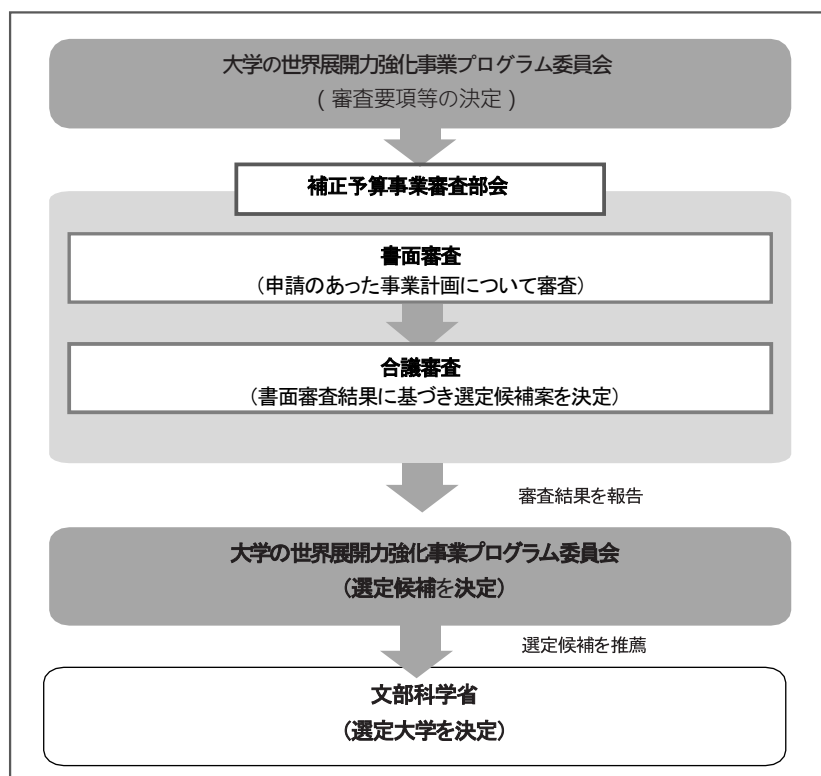
大学の世界展開力強化事業における ASEAN 諸国からの留学生受入、定着促進のためのシステム構築等支援事業のタイプA:学士課程型(以下「タイプA」という。)及びタイプB:博士前期課程型(以下「タイプB」という。)の審査は、この審査要項に基づき行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された我が国の大学の世界展開力強化に資するオンライン共同利用教育パッケージの提供に係る各事業計画について、これまでの教育研究活動や交流の実績を踏まえた計画の実現性、計画の実施に至る手順等の明確性の評価により行う。また、事業の多様性を確保する観点から、選定に際しては、学部・大学院、分野のバランスに配慮する。

2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)の下に、委員会委員及び有識者で構成する補正予算事業審査部会(以下「部会」という。)を設置し、審査を行う。



3. 審査の手順

審査は、申請のあった事業計画について、部会において(1)書面審査、(2)合議審査(選定候補案の決定)の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、事業計画を申請した各大学に通知する。

(1)書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目(審査項目数:4)

◇ 審査項目①共同利用教育パッケージの内容 【計画調書 様式1を中心に評価】

教育パッケージの趣旨や内容が本事業の目的と合致し、将来的に我が国の大学が優秀な外国人留学生を獲得することにつながるようなものとなっているか。

- 観点① ASEAN諸国から我が国への留学につながる、または日本の大学で学ぶ外国人留学生の留学の効果や価値を高めるなど、大学間交流や学生交流促進の牽引役となるような魅力的な教育を提供できるパッケージとなっているか。
- 観点② 具体的な受講対象者が想定され、対象者の関心を喚起する魅力的な内容が提供されるものであり、継続的に多くの履修者が見込まれる通用性のあるパッケージとなっているか。
- 観点③ 養成しようとする人材像が明確に設定されているとともに、履修者が獲得できる能力が明確に設定された到達目標が設定されており、パッケージを構成する各科目は到達目標の達成のために適切なものが配置されているか。
- 観点④ パッケージの活用における指標について、現状分析に基づく定量的なものが設定されており、指標を達成するために実行性のある学外及び学内の履修者を増加させる取組が記載されているか。
- 観点⑤ 共通科目として全国の大学で活用される(単位互換等が行われる)ことを想定して、汎用性のある科目で構成されているか。

◇ 審査項目②共同利用教育科目・コンテンツの内容 【計画調書 様式1及び2を中心に評価】

教育パッケージを構成する科目の内容が本事業の目的と合致し、将来的に我が国の大学が優秀な外国人留学生を獲得することにつながるようなものとなっているか。

- 観点① 履修人数、実施学期や期間の設定、単位に相当する学習時間の設定等の科目の運用が、採択大学において実施可能な現実的なものであるか。
- 観点② 科目ごとに養成しようとする人材像が明確に設定されているとともに、履修者が獲得できる能力が明確な到達目標が設定されているか。
- 観点③ ルーブリック等を用い、到達目標の具体的な達成水準が明確化されているか。
- 観点④ 履修者の関心を喚起する魅力的な科目内容が提供されているか。
- 観点⑤ 多くの履修者が見込まれる通用性のある科目となっているか。
- 観点⑥ 単位の付与に相当する十分な学習時間及び透明性、客観性の高い厳格な成績評価の仕組みを備えた科目であるか。(※)
※15分程度の動画3本の合計45分程度で構成される。
※1コンテンツごとに課題等(レポート、小テスト等)を設定するとともに、動画1本ごとに内容の確認(小テスト等)を設定する。

※動画は、英語を使用言語とする。(ただし、講義を日本語で行い、英語字幕を付けること及び、講義中で使用する教材や資料等を日英両言語対応で作成することは可能とする。)

※複数のコンテンツを組み合わせて構成される科目は、1単位または2単位を認定することが可能な学習時間及び成績評価の仕組みを備え、科目としての課題等(試験、レポート等)を科し、成績評価の仕組みを備える。(1単位当たり45分のコンテンツを15回程度とすることを標準とするが、申請大学の考え方により設定されたものを評価する。)

観点⑦ 全世界での履修を想定した入手性において利用可能な教材やテキストが設定されているか。

観点⑧ 各科目は、科目の内容に即した適切なコンテンツで構成されており、各コンテンツにおいて、履修者が獲得できる能力が明確な到達目標が設定されているか。

◇ 審査項目③共同利用科目の提供方法・利用方法 【計画調書 様式3を中心に評価】

共同利用科目を運用していくにあたり、現行の制度上での運用が申請大学における手続き等を踏まえた適切なものとなっているとともに、今後の運用について履修者により利便性の高い方法が提供されることが見込まれるか。

観点① 学外の履修者に対する共同利用科目の提供方法について、履修者の身分、登録等の手順・時期等の必要な手続きに言及しつつ、現在の申請大学の制度等において実施可能なものが示されているか。

観点② 履修者に対する共同利用科目提供の利便性を向上させることを目的として、学外の履修者に対する科目の提供方法について、現行の手続きの煩雑さの克服、オンライン履修者の本人確認の確かな方法等について記載しているか。

観点③ 他大学提供の共同利用科目の利用について、令和6年度を目途に、当該コンテンツを利用して取得した単位を自大学において認定することを保証する仕組みとして、現実的に実行可能性のある実施形態が示されているか。(例:複数大学による単位互換コンソーシアムの形成)

※ただし申請大学には、「JV-Campus 運営委員会や連携大学間で調整を行う等して、必ずしも当初の計画のとおり実施することを求めるものではない。」ことを前提として、記載されている。

◇ 審査項目④加点事項に関する取組 【計画調書 様式1、2及び3を中心に評価】

事業を実施するにあたり、加点事項に該当するような取組等が具体的に計画されているか。

観点① 共同利用教育パッケージにおいて、質の高い科目が、4単位分を超えて多く提供されている。〈審査項目②関連〉

観点② 学外の履修者に対する科目の提供方法について、問題点の克服のために必要となる制度の改正等について示されているか。(例:JV-Campus のみで自大学の科目等履修生として登録することが可能か。)〈審査項目③観点②関連〉

○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

<100点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優 れている	b(4点) 優れてい る	c(3点) 妥当であ る	d(1点) やや不十 分である	e(0点) 不十分で ある
①共同利用教育パッケージの内容	2.0	10	8	6	2	0
②共同利用教育科目・コンテンツの内容※	3.0 × 4	60	48	36	12	0
③共同利用科目の提供方法・利用方法	4.0	20	16	12	4	0
④加点事項に関する取組	2.0	10	8	6	2	0

※共同利用教育パッケージを構成する科目のうち、上位4単位分を評価対象として、1単位当たり、3.0の係数を乗じたものの合計を評定対象とする。

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。併せて、計画の内容に関する疑問点等を記す。このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2)合議審査(選定候補案の決定)

書面審査結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

4. 情報の開示・公表

(1)審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でない判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確

保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及び事業計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定した事業計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員(以下「委員」という。)は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にある事業計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・申請のあった事業計画に関与している場合
- ・申請のあった大学に役員として在職(予定含む。)あるいは専任または兼任として在職(予定含む。)している場合
- ・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合[※この場合、申し出に基づき委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報(審査関係資料含む。)は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。